

2019年度事業計画

[基本方針]

- 1 本会は、「宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を推進し、公益の増進に寄与すること」並びに「宅地建物取引業の適正な運営を確保し、健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと」を目的とした事業を行う。
- 2 これらの目的を達成するため、「一般消費者の利益の保護」及び「人材育成」を柱とした公益目的事業並びにその他の事業を着実かつ効果的に実施する。
- 3 事業実施に当たっては、公益法人財務三基準適合に配慮しつつ、不要不急の事業の見直しと事務合理化を不断に行い、財政の健全化に努める。
- 4 新規会員獲得を図るため、会を挙げて入会促進活動に取り組む。
- 5 本会の内外からの信頼を確保するため、コンプライアンスの徹底及び危機管理体制の構築に努める。

[個別事項]

I. 宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護事業（公I）

1. 宅地建物取引にかかる不動産取引相談の実施（消費者保護推進委員会）
 - (1) 不動産相談所の設置・運営及び適正取引推進のための会員相談の実施
 - (2) 関係官公庁及び諸団体等の要請に基づく委員・相談員の派遣
 - (3) 相談業務向上のための相談員研修の実施
 - (4) 無料不動産相談会の実施
2. 宅地建物取引にかかる都民公開セミナーの開催及び運営（研修委員会）
 - (1) 本部主催研修会の開催及び運営
 - (2) 支部別研修会の開催及び運営
3. 宅地建物取引にかかる情報公開機構の研究及び推進（情報委員会）
 - (1) 東京都宅建協同組合との情報関連事業に関する連携
 - (2) 公益財団法人東日本不動産流通機構への協力
 - (3) 全宅連サイト（ハトマークサイト）及び不動産ジャパンへの協力
 - (4) 不動産情報流通業界の動向研究

4. 宅地建物取引に関する調査研究（情報委員会）

- （1）地価動向調査の実施
- （2）宅地建物取引に関する調査研究事業の実施

5. 宅地建物取引に関する出版物の刊行（情報委員会）

- （1）広報誌「宅建」の発行
- （2）不動産業全般に係る実務小冊子等の制作

6. 宅地建物取引にかかる紛争の防止（社会貢献委員会）

- （1）業法等違反防止に係る関係団体等との連携
- （2）違反屋外広告物の防止対策及び東京都実施の「共同除却」への協力
- （3）違反屋外広告実態調査の実施
- （4）会員事務所点検指導調査及び是正指導の実施
- （5）業法等違反会員への団体指導及び是正指導の実施
- （6）新入会員への不動産公正競争規約及び公正競争規約ステッカーの配布
- （7）広告関係法令の研修会の開催
- （8）懲罰審査の内容の調査及び申請

7. 宅地建物取引にかかる関係官公庁及び諸団体等との連携（社会貢献委員会）

- （1）関係官公庁及び諸団体との連携・協働
- （2）関係官公庁及び諸団体からの事業の受託

8. 宅地建物取引にかかる国政の健全な運営の確保に資するための建議献策

（情報委員会・総務委員会）

- （1）公益目的事業推進に関する提言
- （2）法令等の改正に関する情報及び対応のための調査研究
- （3）関係官公庁及び諸団体等に対する建議献策

II. 宅地及び建物の流通の円滑化を図るための人材育成事業（公Ⅱ）

1. 宅地建物取引業及び関連法令等の情報提供（情報委員会）

- （1）情報技術の進歩に対応した情報提供の研究
- （2）ホームページの運営並びにリアルタイムな情報提供
- （3）人材育成（開業支援）セミナーの開催（組織委員会）

2. 宅地建物取引にかかる教育研修の実施（研修委員会）

- （1）本部主催研修会の開催
- （2）支部主催研修会の開催
- （3）宅建経営塾の開催
- （4）青年部会・レディス部会による人材の育成（総務委員会）

3. 宅地建物取引士更新のための講習の実施（社会貢献委員会）

- （1）宅地建物取引士証更新のための講習会の実施
- （2）宅地建物取引士証交付にかかる諸事務の実施

4. 宅地建物取引士資格試験事務の実施（宅建試験対策特別委員会）

- （1）宅地建物取引士資格試験の運営への協力

Ⅲ. その他事業

1. 入会促進対策事業の研究・実施（組織委員会）

- （1）新規会員獲得のための促進策の検討
- （2）新規開業者への入会案内・相談対応の拡充
- （3）新規開業者を対象とするPR活動の実施
- （4）関連団体加入促進への協力
- （5）開業支援センターの運営

2. 福利厚生事業（総務委員会）

- （1）賀詞交歓会の開催とその運営
- （2）会員親睦のためのレクリエーションの開催
- （3）各種協定事業の推進
- （4）福利厚生事業に関する調査・研究
- （5）共済制度の運営
- （6）社会福祉事業への協力

3. 会館管理（総務委員会）

- （1）不動産会館の管理

Ⅳ. 法人管理事務

1. 庶務事務（総務委員会）

- (1) 事業計画、事業報告書の作成
- (2) 一般管理事務
- (3) 入退会、会員情報の管理事務（組織委員会）
- (4) 広報・渉外活動
- (5) 会員の懲罰審査の裁定

2. 経理事務（財務委員会）

- (1) 予算、決算の作成
- (2) 予算の執行管理
- (3) 資金管理及び固定資産管理
- (4) 公益法人会計基準への対応
- (5) 会計処理の研究及び研修会の開催
- (6) 支部会計実務の指導・支援

3. コンプライアンス体制及び危機管理体制の強化と充実

- (1) コンプライアンス研修会の実施（コンプライアンス特別委員会）
- (2) 危機管理対応マニュアルの適宜更新及び防災訓練等の実施